

土木設計業務等変更ガイドライン 【事例集】

国土交通省 北海道開発局
事業振興部 技術管理課
令和元年7月

目次

1. はじめに

2. 設計変更のポイント

3. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

【事例1】現地条件の相違に伴う検討項目の追加及び工期延伸（契約書第17条）

【事例2】関係機関協議に伴う検討内容の追加及び履行期間の変更（契約書第17条）

【事例3】現地条件の相違に伴う検討項目の追加（契約書第17条）

【事例4】現地条件の相違に伴う業務内容の変更（契約書第17条）

【事例5】関係機関協議に伴う検討内容の追加（契約書第18条）

【事例6】関連業務の遅延に伴う工期延伸（契約書第21条）

4. 土木設計業務等の変更の対象とならないケース

5. 土木設計業務等の変更手続き事例

【事例1】契約書第17条（条件変更等）による手続き

【事例2】契約書第18条（設計図書等の変更）による手続き

【事例3】契約書第19条（業務の中止）による手続き

6. 終わりに

7. 参考資料

※各条項は北海道開発局での適用条項に基づき整理
※ガイドライン記載の公共土木設計業務等標準委託
契約書による条項との関係は下記のとおり。

(ガイドライン)	(北海道開発局)
・契約書第18条	・契約書第17条
・契約書第19条	・契約書第18条
・契約書第20条	・契約書第19条
・契約書第21条	・契約書第20条
・契約書第23条	・契約書第22条
・契約書第24条	・契約書第23条
・契約書第25条	・契約書第24条

1. はじめに

平成27年1月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第二十二条に基づく発注関係事務の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）が定められ、必要があると認められる場合には、契約金額の変更や、履行期間の変更を行うこととされたところです。

これを受け、平成27年3月30日には土木設計業務等に関する発注関係事務の適切な運用を図るため「土木設計業務等変更ガイドライン（国土交通省技術調査課）」が策定されました。

このガイドラインの一層の理解を促すことを目的として、（一社）建設コンサルタント協会北海道支部の協力の下、受・発注者双方で協議しつつ、これまで行われた設計変更の事例を基に本資料を作成しました。

本資料により、ガイドラインの理解が深まることで、土木設計業務等の設計変更手続きの円滑化の推進に寄与できれば幸いと考えています。

なお、ここに掲載されている設計変更の判断基準は、必ずしも全ての受発注者共通の認識に基づくものではないことをご理解願うとともに、引き続き事例の収集を図り、適宜、加除改訂を行っていくことで、より一層の円滑化に資するよう努めて参ります。

令和元年7月 国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課長

2. 設計変更のポイント

○第17条（条件変更等）（ガイドライン：契約書第18条）

受注者は業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 公示用設計書、図面、仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場又は机上説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2～5 省略

解説～設計図書の誤謬又は脱漏（第17条第1項第二号）（ガイドライン：契約書第18条第1項第二号）

- ✓ 発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、設計業務内容を特記仕様書に明確に示すことが重要
- ✓ 受注者は「土木設計業務等変更ガイドライン（P3）」に示されているように、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要があるため、発注者は質問に対し内容・数量を明示することが重要
- ✓ 受注者は、発注者への確認請求を怠った場合は設計変更の対象とならないため、誤謬又は脱漏を発見した場合には、確実に発注者に確認請求を行うことが重要

解説～表示が不明確（第17条第1項第三号）（ガイドライン：契約書第18条第1項第三号）

- ✓ 設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務の履行に当たり判断がつかない場合等のことであり、受注者が勝手に判断して業務を続けることは不適當であるため、受注者は確実に発注者に通知を行うことが重要

解説～設計図書の履行条件と実際の相違（第17条第1項第四号）（ガイドライン：契約書第18条第1項第四号）

- ✓ 受注者は、同時進行する関連業務の進捗状況を発注者に確認しながら業務を進め、遅れが生じる場合には設計変更の手続きが行われるよう発注者と協議することが重要
- ✓ 受注者は、業務スケジュール管理表などを活用し、設計条件の確認時期や、設計作業工程の関係を明確化し、適切な履行期間の根拠とすることが重要
- ✓ 発注者は、受注者の責によらず、履行期間の変更が年度内に収まらないと判断される場合には、年度繰り越しによる履行期間の延期も検討することが重要

※条項：北海道開発局土木設計業務等標準委託契約より記載

※解説：公共土木設計業務等標準委託契約約款の解説より記載しているが、各条項は北海道開発局土木設計業務等標準委託契約上の条項に替えて記載

○第18条（設計図書等の変更）（ガイドライン：契約書第19条）

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第20条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

解説～設計図書等の変更（第18条）（ガイドライン：契約書第19条）

- ✓ 発注者は業務の目的や仕様等を十分検討し発注を行っているが、業務履行途中にその意思・判断を変更せざるを得ない事態が生じることもあり、その場合には、発注者自らの意思によって設計図書を変更する（ただし、現設計を根本から変えるような変更が生じる場合には、別途契約を結ぶことが重要）

○第19条（業務の中止）（ガイドライン：契約書第20条）

第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

解説～業務の中止（第19条）（ガイドライン：契約書第20条）

- ✓ 受注者の責によらず業務の履行ができないと認められる場合には、発注者が業務の中止を受注者に命じる
- ✓ 業務を行うことができないと認められるときは、発注者又は受注者の主観的な判断ではなく客観的に認められる場合であり、現に業務が実施できないと認められる状態にまで達していること
- ✓ 第18条の規定により発注者の都合により設計図書を変更しようとしている場合で、業務を続行させると設計図書の変更後に業務の手戻りが大きくなると発注者が判断した場合などには本条第2項が適用され業務中止を指示する（具体には技術基準の改定や、発注者側の協議に伴い業務内容が見直される場合など）。

※条項：北海道開発局土木設計業務等標準委託契約より記載

※解説：公共土木設計業務等標準委託契約約款の解説より記載しているが、各条項は北海道開発局土木設計業務等標準委託契約上の条項に替えて記載

○第21条（受注者の請求による履行期間の延長）（ガイドライン：契約書第22条）

受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

解説～受注者の請求による履行期間の延長（第21条）（ガイドライン：契約書第22条）

- ✓ 受注者の責に帰することができない理由によって、履行期間中に業務を完了できない場合には、発注者は必要に応じて履行期間を延長しなければならないが、履行期間の延長が受発注者双方の責めに帰すべき事由ではない場合には、契約金額の変更は行わない。
- ✓ その理由が発注者の責めに帰すべき事由の場合には、必要に応じ契約金額を変更するとともに、受注者に損害を及ぼした場合には、必要な費用を負担することになる。
- ✓ 受注者の責めに帰することができない事由としては
 - ・ 関係機関との協議の未了又は遅延により方針決定が遅れにより履行期間に影響を与えた場合
 - ・ 調査箇所への立入了解の遅れや、他業務での調査工程の遅れにより履行期間に影響を与えた場合 などが考えられる。
- ✓ 受注者の責に帰すべき事由によって、工期内に業務を完了することができない場合には、発注者は損害金の支払いを受注者に請求することができる。

※条項：北海道開発局土木設計業務等標準委託契約より記載

※解説：公共土木設計業務等標準委託契約約款の解説より記載しているが、各条項は北海道開発局土木設計業務等標準委託契約上の条項に替えて記載

3. 土木設計業務等の変更対象となるケース

【事例1】現地条件の相違に伴う検討項目の追加及び工期延伸（第17条第1項第四号）

【業務概要】 橋梁詳細設計1基（橋長L=565m）

【変更協議の経緯】

本業務は、予備設計で確認した土質条件を基に詳細設計を行う業務であった。

設計に当たり、橋脚のジャストポイントでボーリング調査を実施したところ、被圧水の分布する地層が確認されたため、被圧水対策工法の追加検討が必要となった。

【変更協議の対応】

ジャストポイントでの調査結果は、予備設計では把握不可能な地層であり、設計図書の自然的履行条件が実際と相違するとして、必要となった被圧水分布の地層に対する対策工法の検討及び、詳細設計にかかる追加費用について変更増を行うこととなった。

また、検討には相当の時間を要することが判明したため、工期延伸による履行期間の確保を行った。

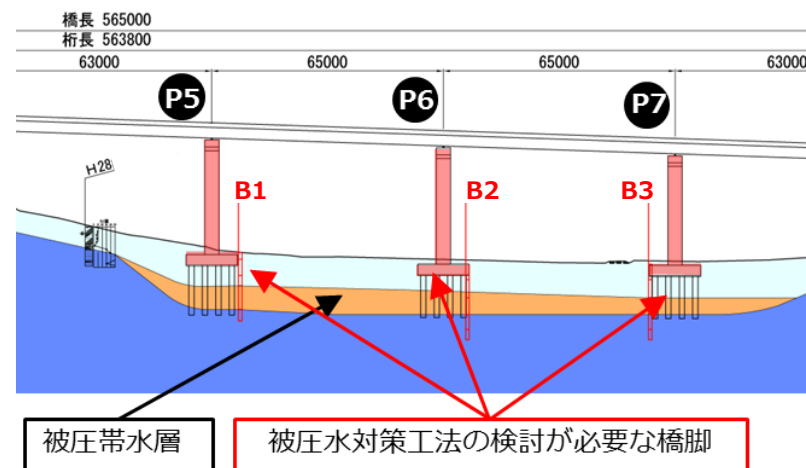
【適用条項】 ※北海道開発局土木設計業務等標準委託契約上

- ・ 契約書第17条
- ・ 契約書第23条及び第24条

【設計変更のポイント】

- ・ 土木設計業務等変更ガイドライン（P7）
- ・ 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なり、検討すべき項目が増えた場合には、契約書第17条第1項四号（設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合）により変更することができる。

ジャストポイントの地質調査を実施



※被圧水：上下を不透水層にはさまれ、圧力を受けている地下水

【事例2】関係機関協議に伴う検討内容の追加及び履行期間の変更（第17条第1項第四号）

【業務概要】 1級河川における橋梁詳細設計1基

【変更協議の経緯】

本業務は、一級河川を渡河する既設車道橋に新規に併設する歩道橋の詳細設計を行う業務であった。

設計に当たり歩道橋の橋脚位置について、河川管理者と協議を行ったところ、新たに既設車道橋の橋脚との間に整流板を設ける必要が生じた。

【変更協議の対応】

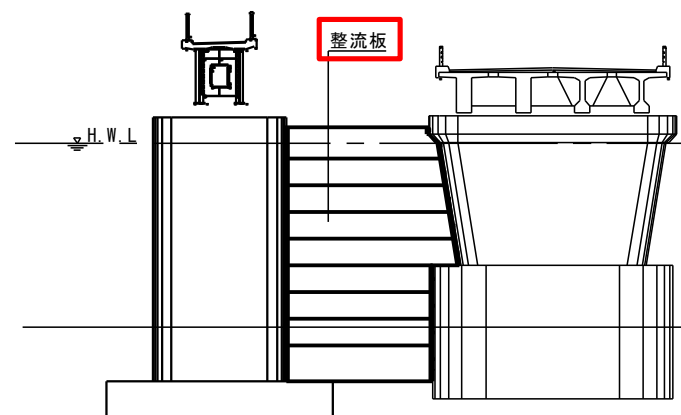
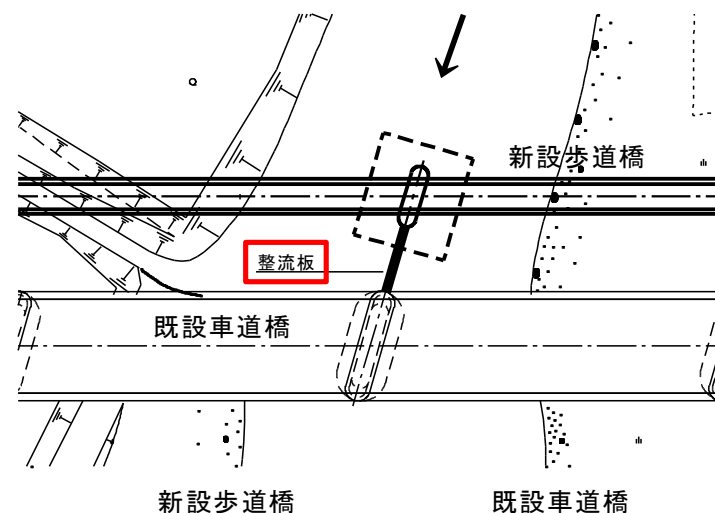
河川管理者との協議の結果から、必要となった河床洗掘防止対策（整流板）の形式検討、及び詳細設計にかかる追加費用、これに伴う履行期間の延伸について変更することとなった。

【適用条項】 ※北海道開発局土木設計業務等標準委託契約上

- ・ 契約書第17条
- ・ 契約書第23条及び24条

【設計変更のポイント】

- ・ 土木設計業務等変更ガイドライン（P7）
- ・ 協議相手からの要望により設計内容が変更となった場合には、契約書第17条に基づき変更することができる。



【事例3】現場条件の不一致による検討項目の追加（第17条第1項第四号）

【業務概要】 樋門詳細設計1基（耐震性能照査含む）

【変更協議の事例】

本業務は、堤防拡幅に伴い改築が必要となる樋門の詳細設計業務であった。

過年度行った予備設計では、近傍の既往地質調査結果を用いて、沈下計算（50cm未満）を行っていたが、当該業務にてジャストポイントで実施した地質データでは残留沈下量が想定以上（50cm以上）となったため、新たな解析が必要となった。

【変更協議の対応】

本業務での調査結果では、予備設計で採用した沈下量を大きく超えるものとなっており、基準上、新たな解析に伴う計算方法を考慮する必要があったため、かかる費用及び検討に要する履行期間について、受発注者間で協議したところ、変更増することとなった。

【適用条項】 ※北海道開発局土木設計業務等標準委託契約上

- ・ 契約書第17条
- ・ 契約書第23条及び第24条

【設計変更のポイント】

- ・ 土木設計業務等変更ガイドライン（P7）
- ・ 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造形式の検討が必要な場合には、変更することができる。
- ・ また、追加作業が発生することに加え、履行期間の延期も必要になる場合があるため、適切な履行期間についても検討を行った上で、直ちに発注者に通知することが重要

残留沈下量の許容値の目安と計算方法

	柔構造の手引きにより樋門設計する場合	泥炭性マニュアルにより樋門設計する場合
キャンバーなし	30cm	45cm
キャンバーあり	30~50cm 程度	75cm
残留沈下量計算	エクセルで可	新たな解析

【事例4】関係機関協議に伴う業務内容の変更（第17条第1項第四号）

【業務概要】 橋梁定期点検 N=20橋、第三者被害予防措置 N=8橋

【変更協議の経緯】

本業務では昼間帯に梯子や高所作業車を使用した橋梁点検としていたが、業務着手時に行った関係機関協議によって、電車間合いの長い時間帯（夜間）に点検することが必要となった。また、現地踏査の結果、現地に新たなぬかるみが発見されたため、当初想定していた点検方法を変更する必要が生じた。

【変更協議の対応】

跨線橋の点検に際し協議を行った結果、夜間点検が条件となったことや、現地が不整地であり点検方法について変更（クローラ式高所作業車を用いた点検方法）する必要が生じたため、かかる費用について受発注者間で協議した上で、変更対応することとなった。

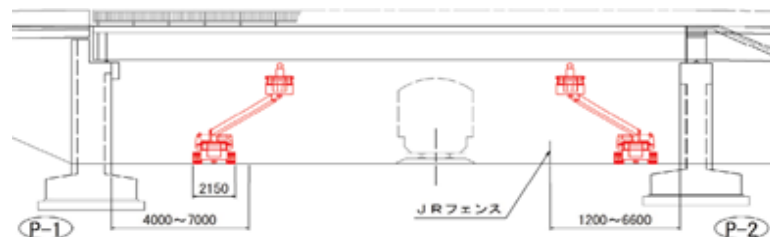
履行期間については、精査した結果、履行期間内での対応が可能であったため変更はなかった。

【適用条項】 ※北海道開発局土木設計業務等標準委託契約上

- ・ 契約書第17条
- ・ 契約書第24条

【設計変更のポイント】

- ・ 関係機関からの要望により点検方法を変更する場合や現地の地形条件が想定と異なっていた場合には、契約書第17条（条件変更等）に基づき変更できる。



※北海道開発局ではガイドラインで示している契約書18条~25条を17条24条と読み替える

【事例5】関係機関協議に伴う検討内容の追加（第18条）

【業務概要】 橋梁詳細設計 N=1橋

【変更協議の経緯】

本業務は、河川を渡河する橋梁詳細設計であり、実施にあたっては、河川に漁業権が設定されているため、過年度業務による関係機関との協議結果から、河道内への橋梁設置に関する制約条件が示されていたが、当該業務発注後に関係機関と再協議を行った結果、橋梁形式の見直しが必要となった。

【変更協議の対応】

発注者により関係機関と調整した結果、橋脚の施工期間を見直すことで、河道内の橋脚基数を増やし最適な橋梁形式を再検討する必要が生じたため、発注者から受注者に通知し、かかる費用や必要な履行期間について受発注者間で協議した上で、変更増することとなった。

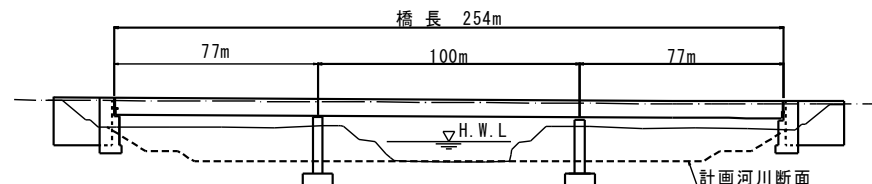
【適用条項】 ※北海道開発局土木設計業務等標準委託契約上

- ・ 契約書第18条
- ・ 契約書第23条、第24条

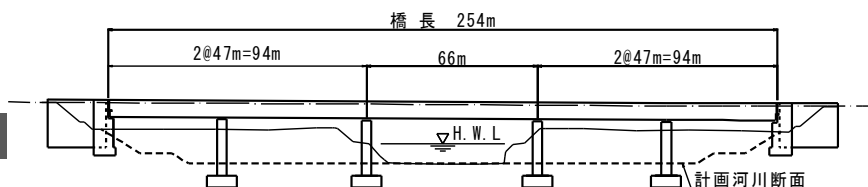
【設計変更のポイント】

- ・ 発注者による関係機関との協議によって、必要となる追加指示は契約書第18条に基づき変更できる。
- ・ 追加指示に当たっては、事前に適切な履行条件や履行期間について受発注者間で協議することが重要

3径間連続鋼床版箱桁橋



5径間連続鉄桁橋



【事例6】 関連業務の遅延に伴う工期延伸（第21条）

【業務概要】 道路予備設計L=5.3km,ダイヤモンド型IC予備設計・平面交差点予備設計N=1箇所

【変更協議の要点】

本業務は、高規格幹線道路の幅杭設定を目的とした道路予備設計業務である。

設計に必要な調査成果は他業務で発注済みであったが、他業務の作業工程に大きな遅れ（地権者との調整の難航）が生じたため、設計に必要なデータが得られるのが遅れ、履行期間の変更が必要となった。

【変更協議の結果】

他業務において、地権者に対する立入協議に不測の時間を要したため、調査業務の工程に大きな遅れが生じ、その結果、作業開始が約4ヶ月遅れた。

設計に必要な関係機関協議に向けた資料作成など前倒し可能な作業は進捗させていたが、クリティカルパスを考慮しても2ヶ月間履行期間を延長する必要が生じ、受発注者間で十分協議したところ、適切な履行期間確保のため年度繰越を行った。

【適用条項】 ※北海道開発局土木設計業務等標準委託契約上

- ・ 契約書第21条
- ・ 契約書第23条

【設計変更のポイント】

- ・ 土木設計業務等変更ガイドライン（P9）
- ・ 受注者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合は、契約書第21条により変更することができる。
- ・ 履行期間の延長については、受発注者双方の責めに帰さないことが、十分説明できる理由を明示し書面等によって請求することが必要（ex：立入許可、天災等）。

業務工程表（第1回変更）

工種	種別	細別	H29 8月		9月		10月		11月		12月		H30 1月		2月		3月		4月		5月		摘要
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
道路設計	道路予備設計(1)	道路予備設計(1)	5%	10%	10%	15%	15%	20%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	
立体交差設計	ダイヤモンド型IC予備設計	ダイヤモンド型IC予備設計			10%	15%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	
平面交差点設計	平面交差点予備設計	平面交差点予備設計			10%	15%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	
共済(設計業務)	行会社等	行会社	5%	10%	10%	15%	15%	20%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	
	その他	悪化経費による増分																					
		条件明示ダッシュボードの作成																					
合計			5%	10%	15%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%	

4. 土木設計業務等の変更の対象とならないケース

○**ガイドラインP11より**（ただし、契約書第25条（臨機の措置）の場合はこの限りではない）

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と協議を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施、手戻りが生じた場合
- ② 発注者と協議しているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
- ③ 土木設計業務等委託契約書、設計業務等共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合（契約書第17条～第24条、共通仕様書第1121条～第1124条）
- ④ 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

解説 ～ ①受注者が独自に判断して業務を実施した場合

- ✓ 受注者は契約書第17条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により発注者に提出し、確認を求めなければならないため事象が発生した場合に協議を行わなければ設計変更の対象とはならない。

解説 ～ ②発注者との協議が整う前に業務を実施した場合

- ✓ 契約書第17条第3項の規定により発注者は調査結果を通知することになっているが、調査内容によっては、様々な検討や関係機関との調整等も必要になる場合があり、やむを得ず受注者の意見を聴いた上で通知を延期する場合もある。業務履行上支障が生じることが無いよう、受注者はその事実が判明次第、できるだけ早期に協議を行うことが重要。

解説 ～ ③所定の手続きを経ていない場合

- ✓ 省略

解説 ～ ④正式な書面によらない場合

- ✓ 緊急を要する場合その他理由を除き、契約書第2条に基づき「指示、請求、通知、申出、承諾、質問、回答及び解除」は、書面により行わなければならないため、受注者は書面による指示があるまで業務を実施しないことが重要。
- ✓ 発注者は、履行期間に支障が生じることが無いよう停滞せず、早期に対応することが重要。

5. 土木設計業務等の変更手続き事例

※各条項は北海道開発局土木設計業務等標準委託契約上の条項に替えて記載している

【事例1】契約書第17条（条件変更等）による手続き（ガイドライン：契約書第18条）

受注者

発注者

第17条第1項（以下の事実を発見）（ガイドライン：契約書第18条）

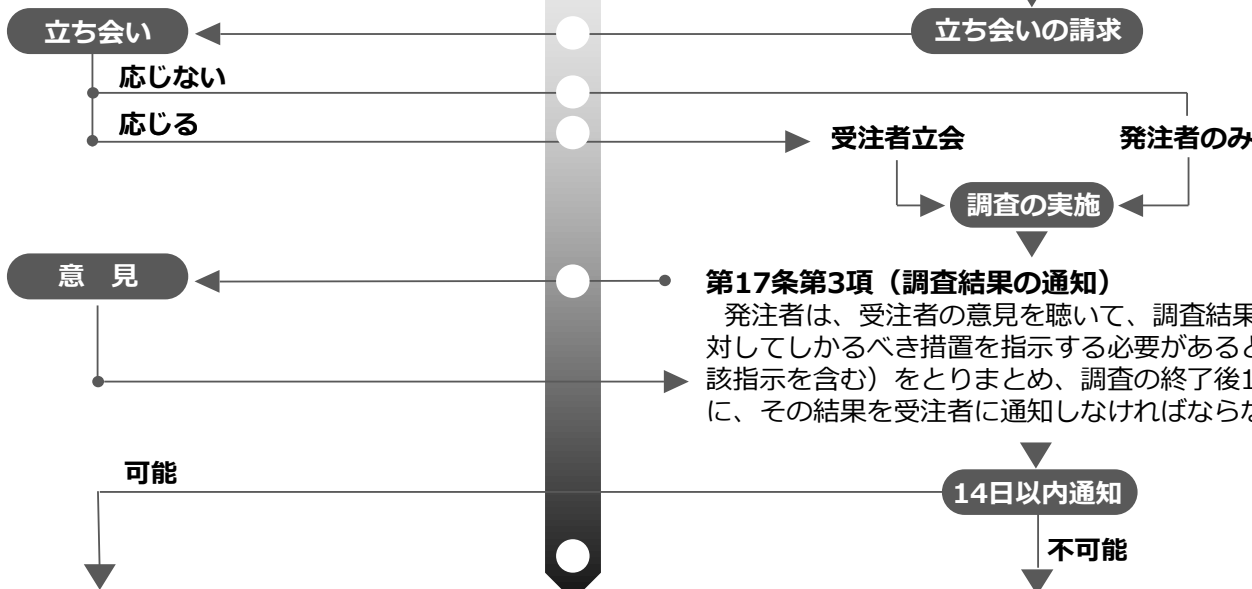
- 一 公示用設計書、図面、仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場又は机上説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬または脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

第17条第1項（発注者へ通知し確認を請求）

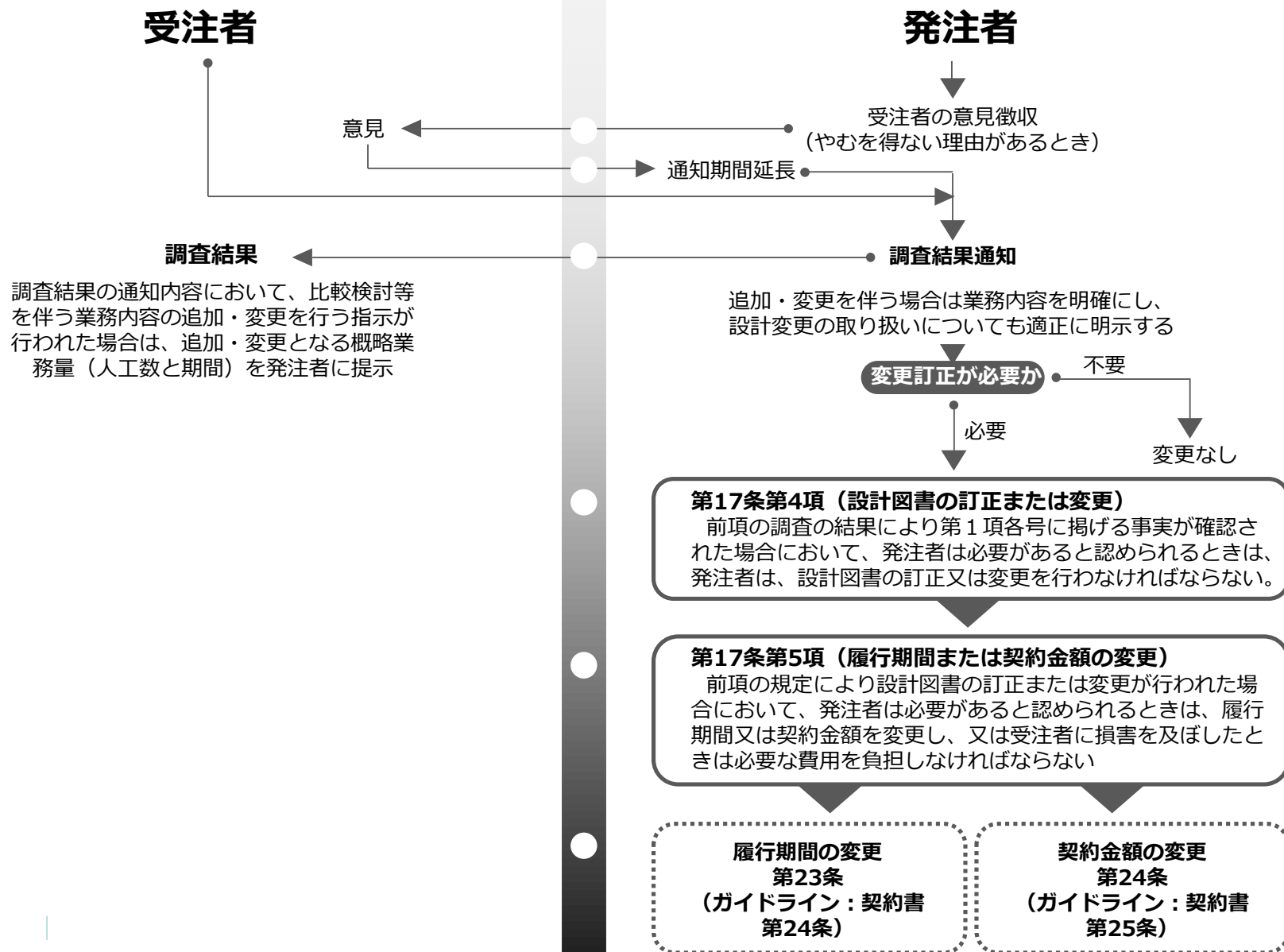
受注者は上記に該当する事実を発見した時は、その旨を直ちに発注者に通知し、確認を請求しなければならない。

第17条第2項（調査の実施）

発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立ち会いの上、直ちに調査を行わなければならない。



【次ページへ】

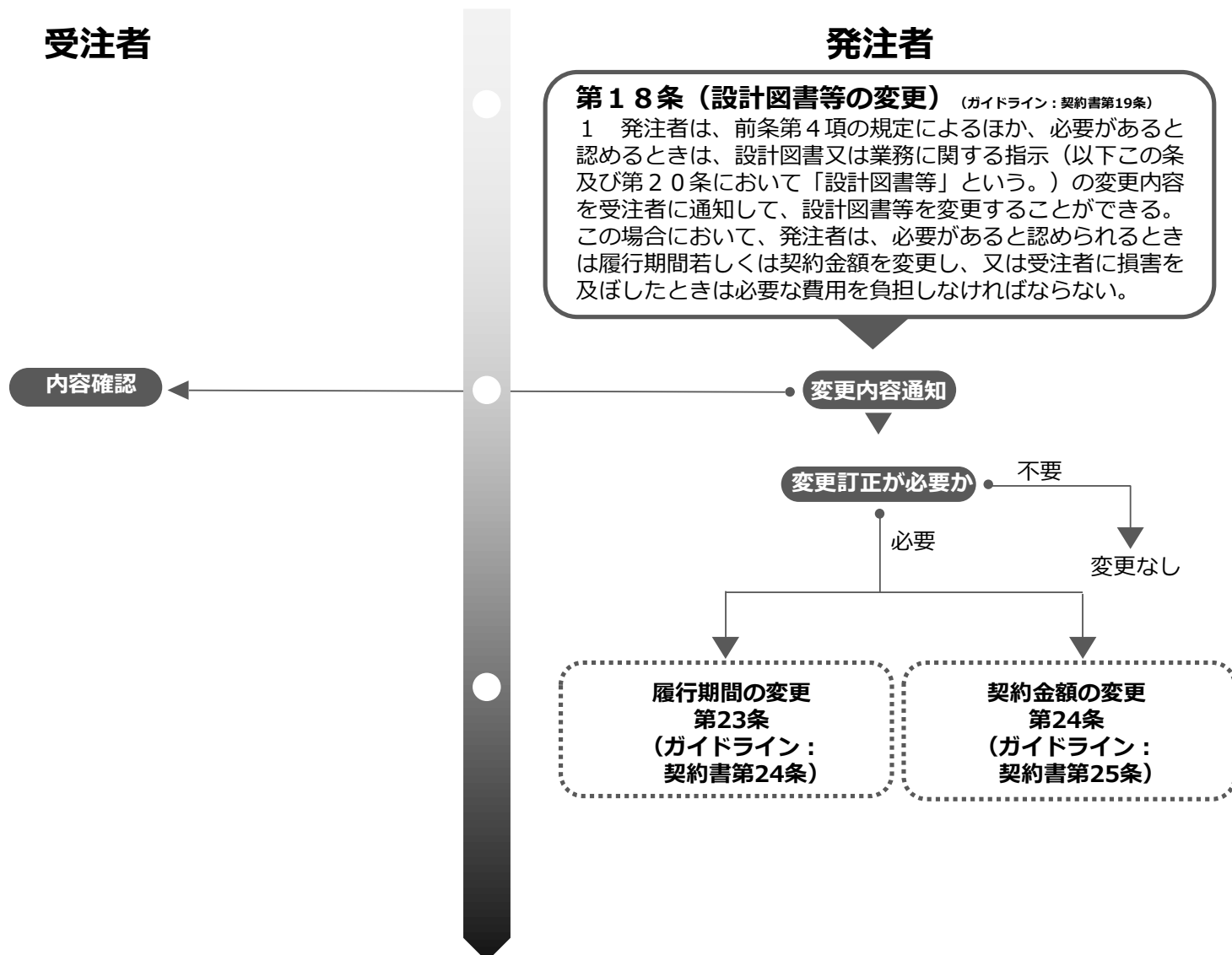


【事例2】 契約書第18条（設計図書等の変更）による手続き（ガイドライン：契約書第19条）

受注者

発注者

第18条（設計図書等の変更） （ガイドライン：契約書第19条）
 1 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第20条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



※各条項は北海道開発局土木設計業務等標準委託契約上の条項に替えて記載している

【事例3】 契約書第19条（業務の中止）による手続き（ガイドライン：契約書第20条）

※各条項は北海道開発局土木設計業務等標準委託契約上の条項に替えて記載している

受注者

発注者

第19条（業務の中止）（ガイドライン：契約書第20条）

1 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

※受注者からの発議も可

内容確認

中止内容の通知

第19条（業務の中止）（ガイドライン：契約書第20条）

3 発注者は前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間又は業務委託料を変更し、及び受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

履行期間又は業務委託料
の変更が必要か

不要

必要

変更なし

履行期間の変更
第23条
（ガイドライン：契約書
第24条）

業務委託料の変更
第24条
（ガイドライン：
契約書第25条）

増加費用

業務続行に備えるため
の増加費用が必要か

不要

必要

負担なし

増加費用を負担

【次ページへ】

6. おわりに

～ 日頃から心がけたい7項目 ～

- 1** 受注者と発注者は対等であることを互いに認識すること。
- 2** 条件明示チェックシートなどを活用し、業務の履行に必要な諸条件等の確実な明示や、受発注者間での情報共有による工事実施段階における手戻り回避に努めること
- 3** 設計方針、設計条件等や施工の留意点、関連事業の情報などの把握に努めるため、業務確認会議や、合同現地踏査を活用すること。
- 4** 受発注者間では常に情報共有を図りつつ、ワンデーレスポンスを意識すること
- 5** 業務のクリティカルパスが把握できる業務スケジュール管理表を受発注者間で共有すること。
- 6** 受発注者相互で何を確認し了承したかを記録する打合せ記録簿を共有すること。
- 7** 受発注者間で互いに、作業依頼日や依頼時間への配慮、作業期限日や、打ち合わせ時間等について、十分配慮することで、より一層、業務環境が改善されるよう努めること。

7. 参考資料

・北海道開発局土木設計業務等委託契約書（抜粋）

○第16条（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

○第17条（条件変更等）

受注者は業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 公示用設計書、図面、仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場又は机上説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、発注者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

○第18条（設計図書等の変更）

1 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第20条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

○第19条（業務の中止）

1 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

○第20条（業務に係る受注者の提案）

受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があるとみとめられるときは、履行期間又は契約金額を変更しなければならない。

○第21条（受注者の請求による履行期間の延長）

受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

○第22条（発注者の請求による履行期間の短縮等）

発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

○第23条（履行期間の変更方法）

履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

○第24条（契約金額の変更方法等）

契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

○第25条（臨機の措置）

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

・設計業務等共通仕様書 北海道開発局（抜粋）

○第1120条（修補）

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

○第1121条（条件変更等）

1. 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 調査職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

○第1122条（契約変更）

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第1121条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

○第1123条（履行期間の変更）

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でない判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

○第1124条（一時中止）

1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1133条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

・改訂履歴

【令和元年7月】

- 初版発刊
- ・ガイドラインの補足的な位置づけとして整理

・参考文献

- 土木設計業務等変更ガイドライン（国土交通省技術調査課）
（平成27年3月）
<http://www.mlit.go.jp/common/001088077.pdf>
- 業務契約書様式（北海道開発局）
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000ndeq.html#s4>
- 設計業務等共通仕様書（北海道開発局）
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gijyutu/splaat000001leto.html>